【規程番号　神女院Ｖ－003】

神戸女子大学大学院聴講生規程

第１条　この規程は、神戸女子大学大学院学則第37条に基づき、聴講生に関する必要な事項を定める。

第２条　聴講生は、部局長等会議の意見を聴き学長が許可する。ただし、学長は、許可に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

第３条　聴講生の許可は、学期初めにこれを行う。

第４条　聴講生を志願できる者は、学士の学位を有する女子、又は聴講する科目分野について相当の知識及び経験を有する女子とする。

第５条　聴講生の聴講できる科目は、当該年度に開講されている科目（ただし、実習及び論文指導に関する科目を除く。）に限り、通年科目の場合は３科目以内、セメスター制の科目の場合は１年を通じ６科目以内とする。

第６条　聴講生志願者は、次の書類を提出しなければならない。

(1) 聴講生願書

(2) 履歴書

(3) 最終学校の卒業又は修了証明書及び成績証明書

(4) 写真１枚（３か月以内に写したもの）

第７条　聴講生の就学期間は１年とする。

２　年度を改め引き続き聴講生となることを希望する者は、改めて前条の手続きを行わなければならない。ただし、第２号及び第３号の書類の提出は不要とする。

第８条　（削　除）

第９条　聴講生を許可された者は、所定の期日までに聴講料を納めなければならない。

２　聴講料は、次のとおりとする。

１単位につき 10,000 円。実験実習費は実費を徴収することがある。

第 10 条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、平成 3 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、平成 18 年 12 月 21 日より施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。